

建設省厚契発第38号
建設省技調発第169号
建設省営建発第92号
平成8年9月26日

最終改正 平成16年3月30日 国地契第84号
国官技第348号
国営建第159号

各地方建設局総務部長
各地方建設局企画部長 あて
各地方建設局営繕部長

建設大臣官房地方厚生課長
建設大臣官房技術調査室長
建設大臣官房官庁営繕部建築課長

簡易公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・特定手続について

建設省が所掌する土木事業及び建築事業に係る調査・設計等の業務を建設コンサルタント等に発注しようとする場合におけるプロポーザル方式については、技術提案書の提出を希望する者から参加表明書の提出を求める公募型プロポーザル方式を実施しているところであるが、今般、公募型プロポーザル方式の対象業務よりも規模の小さな業務について、同方式よりも簡易な手続により、技術提案書の提出を希望する者から参加表明書の提出を求める「簡易公募型プロポーザル方式」を実施することとし、下記のとおり簡易公募型プロポーザル方式に係る手続についての留意事項を定めたので、当面、下記により実施されたい。

なお、本手続終了後に行われる契約手続は従来どおり会計法令等に基づいて行うものであること及び本手続を採用することができるのは会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に限られることは同様であるので留意されたい。

記

1 対象業務

本手続の対象業務は、「プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の特定手続について」（平成6年6月21日付け建設省厚発第269号、建設省技調発第135号、建設省営建発第24号。以下「特定手続通達」という。）記1各号に掲げる業務のうち、1件につき予定価格が5,000万円以上7,300万円未満のものとする。

ただし、基本設計業務のみを発注する場合で、それに続く実施設計業務を基本設計業務の受託者に随意契約する予定のものにあつては、基本設計業務の予定価格と実施設計業務の想定される予定価格の合計額が5,000万円以上7,300万円未満のものとする。

2 参加表明書の提出

- (1) 地方建設局長又は事務所長（以下「地方建設局長等」という。）は、技術提案書の提出者を選定するため、本手続への参加の希望を表明する書類（以下「参加表明書」

という。)の提出を求めるものとする。

- (2) 参加表明書の受領期限は、原則として、5 (1)の説明書の交付を開始した日の翌日から起算して10日とするものとする。

3 参加表明書の内容

参加表明書には、当該業務の特性に応じて地方建設局長等が次に掲げる事項の中から選択したものを記載させるものとする。

- (1) 建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号）その他の登録規程に基づく登録状況
- (2) 保有する技術職員の状況
- (3) 同種又は類似の業務の実績
- (4) 当該業務の実施体制
- (5) その他地方建設局長等が必要と認める事項

4 手続開始の公示

- (1) 地方建設局長等は、参加表明書の提出を求める場合には、日刊業界紙に次に掲げる事項を公示するものとする。

- ① 業務名、業務内容及び履行期限
- ② 技術提案書の提出者に要求される資格及び技術提案書の提出者を選定するための基準
- ③ 技術提案書を特定するための評価基準
- ④ 担当部局
- ⑤ 説明書の交付期間、場所及び方法
- ⑥ 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法
- ⑦ 技術提案書の受領期限並びに提出場所及び方法
- ⑧ 手続において使用する言語及び通貨
- ⑨ 契約書作成の要否
- ⑩ 関連情報を入手するための照会窓口
- ⑪ その他地方建設局長等が必要と認める事項

- (2) (1)の公示において、次に掲げる事項を英語により記載するものとする。

- ① 業務名
- ② 参加表明書及び技術提案書の受領期限
- ③ 説明書を入手するための照会窓口

- (3) (1)の公示を掲載する日刊業界紙は、次に掲げるもののうち、当該地方建設局管内において発行されているすべてのものとする。

- ① 日刊建設工業新聞
- ② 建設通信新聞
- ③ 日刊建設産業新聞

- (4) (1)の公示は、別添の手続開始の標準公示例によるものとする。

5 説明書の交付

- (1) 4 (1)の手続開始の公示後速やかに、(2)に掲げる事項を記載した説明書の交付を開始するものとし、技術提案書の受領期限の日の前日まで交付するものとする。

- (2) 説明書には、4 (1) (4 (1)⑤を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載するものとする。

- ① 業務の詳細な説明
- ② 参加表明書及び技術提案書の作成様式、記載上の留意事項及び問い合わせ先
- ③ 説明書に対する質問の受領期間、提出場所、提出方法及びその回答方法
- ④ 支払条件
- ⑤ その他地方建設局長等が必要と認める事項

- (3) (2)に掲げるもののほか、説明書において、次に掲げる事項を明らかにするものとする。
- ① 受領期限までに参加表明書が到達しなかった場合及び技術提案書の提出者として選定された旨の通知を受けなかった場合は、技術提案書を提出できないこと
 - ② 参加表明書及び技術提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とすること
 - ③ 提出された参加表明書は、返却しないこと
 - ④ 提出された参加表明書及び技術提案書は、技術提案書の提出者の選定及び技術提案書の特典以外に提出者に無断で使用しないこと
 - ⑤ 受領期限以降における参加表明書及び技術提案書の差し替え及び再提出は認めないこと。また、参加表明書及び技術提案書に記載した配置予定の技術者は、変更することはできないこと
 - ⑥ 参加表明書又は技術提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書又は技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがあること
- (4) 説明書は、別冊として、手続開始の公示の写し、契約書案、見積心得、図面（必要な場合のみ。）、仕様書及び現場説明書を含めるものとする。

6 技術提案書の提出者の選定

- (1) 地方建設局長等は、4 (1)の手続開始の公示及び5 (1)の説明書において明示した技術提案書の提出者に要求される資格及び技術提案書の提出者を選定するための基準に基づき、参加表明書を提出した者の審査を行い、参加表明書を提出した者の中から技術提案書の提出者を3から5社程度選定し、技術提案書の提出者として選定した旨の通知を行うとともに、技術提案書の提出要請書を送付するものとする。
- (2) 地方建設局長等は、技術提案書の提出者に要求される資格及び技術提案書の提出者を選定するための基準の決定並びに参加表明書を提出した者の審査に当たっては、特定手続通達記6 (1)の建設コンサルタント選定委員会（以下「選定委員会」という。）を活用するものとする。
- (3) 技術提案書の提出者に要求される資格及び技術提案書の提出者を選定するための基準は、3に掲げる事項について定めるものとする。

7 非選定理由の説明

- (1) 地方建設局長等は、参加表明書を提出した者のうち当該業務について技術提案書の提出者として選定しなかったものに対して、選定しなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を書面により通知するものとする。
- (2) (1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を含まない。）以内に、書面により、地方建設局長等に対して非選定理由についての説明を求めることができるものとする。
- (3) 地方建設局長等は、非選定理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に、書面により回答するものとする。
- (4) (1)から(3)までに掲げる事項については、5 (1)の説明書において明らかにするとともに、(2)に掲げる事項については、(1)の通知において明らかにするものとする。
- (5) (1)の通知は、6 (1)の通知と同時にを行うとともに、非選定理由については、4 (1)の手続開始の公示及び5 (1)の説明書において明示した技術提案書の提出者に要求される資格及び技術提案書の提出者を選定するための基準の各項目のいずれの観点から選定しなかったかを明らかにするものとする。
- (6) 地方建設局長等は、(3)の回答内容を選定委員会に報告するものとする。

8 特定手続通達の準用

技術提案書の特定手続その他の本通達に定めのない事項については、特定手続通達によるものとする。

9 苦情申立て

本通達に基づく手続に関し、「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成7年12月14日付け政府調達苦情処理推進本部決定）により、政府調達苦情検討委員会に対して苦情を申し立てることができる旨を、5(1)の説明書において明らかにするものとする。

別 添 手続開始の標準公示例

簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く）)

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

平成〇〇年〇月〇日

支出負擔行為担当官

〇〇地方建設局〇〇〇〇〇事務所長 〇〇 〇〇

○第N号

1 業務概要

- (1) 業務名 ○○○○基本設計業務
- (2) 業務内容 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。
- (3) 履行期限 平成○年○月○日

2 参加資格

技術提案書の提出者は、(1)に掲げる資格を満たしている単体企業又は(2)に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

- (1) 単体企業
- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
 - ② 〇〇地方建設局における〇〇業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
 - ③ 〇〇地方建設局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

- ## (2) 設計共同体

(1)に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成〇年〇月〇日付け〇〇地方建設局長）に示すところにより〇〇地方建設局長から〇〇〇〇基本設計業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けているものであること。

3 技術提案書の提出者を選定するための基準

- (1) 専門分野別の技術職員の状況
- (2) 同種又は類似の業務の実績
- (3) 配置予定の技術者の資格、経歴、手持ち業務の状況
- (4) 当該業務の実施体制（再委託又は技術協力の予定を含む。）

4 技術提案書を特定するための評価基準

- (1) 技術職員の経験及び能力
配置予定の技術者の資格、同種又は類似業務の実績の内容、手持ち業務の状況、担当した業務の業務成績
- (2) 業務実施方針及び手法
説明書の理解度、実施方針の妥当性、実施手法の妥当性

5 手續等

- (1) 担当部局
〒000—0000 ○○県○○市○○町○—○—○ ○○地方建設局総務部契約課○○係
電話 0000—00—0000 ファクシミリ 000—00—0000
- (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

平成○年○月○日から平成○年○月○日まで 〒000—0000 ○○県○○市○○町○
—○—○ ○○建設弘済会 電話 0000—00—0000 交付に当たっては、0,000円を徴
収する。

- (3) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法
平成○年○月○日00時00分 (1)に同じ。 持参すること。
- (4) 技術提案書の受領期限並びに提出場所及び方法
平成○年○月○日00時00分 (1)に同じ。 持参すること。

6 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金

契約保証金 納付（保管金の取扱店 ○○○）。ただし、利付き国債の提供（保管
有価証券の取扱店 ○○○）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁○
○地方建設局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履
行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保
証金を免除する。「また、公共工事履行保証証券による保証を付し、若しくは、履行
保証保険契約の締結を行った場合又は業務完了保証人を付した場合は、契約保証金を
免除する。」

(注) 契約の保証を免除する場合は、この項を削除する。また、かぎカッコ内は、土
木設計業務等（「土木設計業務等委託契約書の運用基準について」（平成7年6
月30日付け建設省厚契発第28号）に規定する「土木設計業務等」をいう。）の手
続開始を公示する場合に、下線部分に代えて規定する文言である。

- (3) 契約書作成の要否 要。
- (4) 当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方と
の随意契約により締結する予定の有無 有（○○実施設計業務）
本業務は、上記随意契約予定の○○実施設計業務の予定業務量を含めた業務量をも
って、簡易公募型の手続とするものである。

(注) 当該業務の業務量に随意契約予定業務の予定業務量を含めて簡易公募型の手続
とした場合以外は、下線部分を削除する。

- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 5 (1)に同じ。
- (6) 2 (1)②に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業又は
2 (2)に掲げる設計共同体としての資格の認定を受けていないもの（一般競争（指名競
争）参加資格の認定を受けていない単体企業を構成員とする場合を含む。）も5 (3)に
より参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定
された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に
いて、当該資格の認定を受けていなければならない。
- (7) 詳細は説明書による。

7 Summary

- (1) Subject matter of the contract:.....
.....
- (2) Time-limit to express interests:5:00 P.M.1 September1996
- (3) Time-limit for the submission of proposals:4:00P.M.14 November1996
- (4) Contact point for documentation relating to the proposal:0000 0000
Division Kanto Regional Construction Bureau Ministry of Construction, 1—3—
10temachi Chiyoda—ku, Tokyo100
TEL00—0000—0000